

第2章

公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

1. 公益法人の定義

公益法人とは、一般に、民法〔明治29年法律第89号〕第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指し、次のような要件を満たすものである。

- ① 公益に関する事業を行うこと。
- ② 営利を目的としないこと。
- ③ 主務官庁の許可を得ること。

①の「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられている。したがって、次のような事項を目的とするものは、公益法人として適当でないものとされている（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」〔平成8年9月20日閣議決定〕（以下「指導監督基準」という。）による）。

- ㊦ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- ㊧ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- ㊨ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

②の「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利益を分配することを目的としないという意味である。

③の「主務官庁の許可を得ること」とは、設立するに当たって、設立しようとする公益法人の目的に関連する事務を所掌している官庁（以下「主務官庁」という。）の許可を得ることが必要ということである（主務官庁制度等の詳細については、本章第3節参照）。

2. 社団法人と財団法人

公益法人には、社団法人と財団法人の2つの類型がある（民法第34条）。

社団法人とは、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。財団法人とは、一定の目的の下に拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。

社団法人と財団法人との根本的な差異は、構成要素としての社員の有無である。社団法人においては、社員が存在し、社員の総会によって法人の意思が決定され、社員が出えんする会費をもって運営される。一方、財団法人においては、社員は存在せず、寄附行為によって定められた設立者の意思に基づき、基本財産の運用益をもって運営される。

このように、法律の規定上は社団法人と財団法人は明確に区分されているが、社団法人においては会費のみで、また、財団法人においては基本財産の運用益のみで事業を行うことは困難となってきたため、実際には、運用基金等を有している社団法人や賛助会員制度等を有している財団法人が存在している。

3. 広義の公益法人等

（広義の公益法人）

一般的に、公益法人とは民法第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指すが、公益を目的とする法人の一つの類型として、その他の特別法に基づいて設立される法人も含めて公益法人ということがある（以下このように用いる場合には、「広義の公益法人」という。）。

広義の公益法人の例としては、表2-1-1のようなものがある。

表2-1-1 広義の公益法人の例

法人名	根拠法	法人数
学校法人	私立学校法 〔昭和24年法律第270号〕	7,884法人 (平成19年4月1日現在) ----- 文部科学省所管：669法人 都道府県所管：7,215法人
社会福祉法人	社会福祉法 〔昭和26年法律第45号〕	18,634法人 (平成19年3月31日現在) ----- 厚生労働省所管：222法人 都道府県所管：18,412法人
宗教法人	宗教法人法 〔昭和26年法律第126号〕	182,868法人 (平成18年12月31日現在) ----- 文部科学省所管：1,029法人 都道府県所管：181,839法人
医療法人	医療法 〔昭和23年法律第205号〕	41,720法人 (平成18年3月31日現在) ----- 厚生労働省所管：695法人 都道府県所管：41,025法人
更生保護法人	更生保護事業法 〔平成7年法律第86号〕	163法人 (平成20年4月1日現在)
特定非営利活動法人 ^(注) (NPO法人)	特定非営利活動促進法 〔平成10年法律第7号〕	31,116法人 (平成19年3月31日現在) ----- 内閣府所管：2,459法人 都道府県所管：28,657法人
公益法人	民法 〔明治29年法律第89号〕	24,648法人 [※] (平成19年10月1日現在) ----- 国所管：6,720法人 都道府県所管：18,056法人

※ 国と都道府県の共管重複分を除いた実数。

広義の公益法人のうち、民法第34条の規定に基づく公益法人の設立に当たっては、主務官庁の許可を受けることとされているのに対し、それ以外の法人の設立に当たっては、主務官庁の認可又は認証を受けることとされている。

また、民法第34条の規定に基づき設立を許可される公益法人の場合は、主務官庁が、それぞれの所掌事務に関連する目的を有するものについて設立の許可を行うのに対し、それ以外の法人は、特定の目的等により認可又は認証がされるものであり、その担当府省は1府省に限られる。

(注) 特定非営利活動法人(NPO法人)とは、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法に基づき一定の要件の下に設立された法人をいう。なお、特定非営利活動とは、同法の別表に掲げる活動(「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」など17の活動)に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

（中間的な団体）

公益も営利も目的としない中間的な団体の法人格の取得を可能とするため、中間法人法〔平成13年法律第49号〕が平成13年6月に制定され、平成14年4月1日に施行された。ただし、この中間法人法は、公益法人制度改革関連3法^{（注）}の施行（平成20年12月1日）に伴い廃止され、中間法人制度は一般社団法人制度に統合されることとなっている。

その他に特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合法〔昭和24年法律第174号〕に基づく労働組合、信用金庫法〔昭和26年法律第238号〕に基づく信用金庫、各種の協同組合法に基づく協同組合、各種の共済組合法に基づく共済組合などがある。

表2-1-2 法人の分類

	非 営 利		営 利	
	広 義 の 公 益 法 人		公 共 企 業	
公 益	社団法人	（民法）	電気会社	（会社法・個別事業法）
	財団法人	（民法）	ガス会社	（会社法・個別事業法）
	学校法人	（私立学校法）	鉄道会社	（会社法・個別事業法）
	社会福祉法人	（社会福祉法）		
	宗教法人	（宗教法人法）		
	医療法人	（医療法）		
	更生保護法人	（更生保護事業法）		
	特定非営利活動法人	（特定非営利活動促進法）		
非 公 益	中 間 的 な 団 体		営 利 企 業	
	中間法人	（中間法人法）	株式会社 [※]	（会社法）
	労働組合	（労働組合法）	合名会社	（会社法）
	信用金庫	（信用金庫法）	合資会社	（会社法）
	協同組合	（各種の協同組合法）	合同会社	（会社法）
	共済組合	（各種の共済組合法）	相互会社	（保険業法）

※ 特例有限会社を含む。

（特殊法人等）

公益法人はしばしば行政改革の観点から特殊法人等とともに議論されることがあるが、それらの法人について整理すると次のとおりであって、民間の自律的な組織である公益法人とは性質を異にする。

- ◆ 特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為（政府が命じる設立委員が行う設立に関する行為）をもって設立すべきものとされる法人のことである。
- ◆ 独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法〔平成11年法律第103号〕及び個別法（各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律をいう。）の定めるところにより設立される法人のこと（独立行政法人通則法第2条第1項）である。
- ◆ 認可法人とは、特別の法律に基づき民間の発意により数を限定して設立される法人のことである。

（注） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

第2節 公益法人に関する法制度

第1節で述べたように、公益法人は、民法の規定に基づき設立等がなされるものであるが、民法には、公益法人に関して次のような規定がある。

1. 公益法人の設立

公益法人は主務官庁の許可を受けることによって成立するが（民法第34条。以下、本章において特に記載のないものは民法の条項を指す。）、社団法人を設立するには、設立者が定款を作成し、理事の任免に関する規定を定めなければならない（第37条）、また、財団法人を設立するには、設立者が一定の財産を出えんし、理事の任免に関する規定その他の事項を寄附行為をもって定めなければならない（第39条）。

なお、社団法人又は財団法人ではない団体は、その名称の中に社団法人若しくは財団法人又はこれらと誤認させるような文字を使用してはならない（第35条）。

2. 公益法人の組織

公益法人の機関として民法に規定されているものは、理事、監事及び社団法人における社員総会である。

（理事）

理事は、対外的には公益法人を代表し（第53条）、対内的には法人の事務処理に当たる機関である。公益法人には、必ず理事を置かなければならない（第52条第1項）。理事の選任及び解任に関する事項は、定款又は寄附行為によって定められる（第37条第5号、第39条）。

理事が代表権を行使するに当たっては、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反してはならず、また、社団法人においては総会決議に反することはできない（第53条）。理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（第54条）。

（監事）

監事は、理事の事務の執行を監督することを目的とする機関であり、監事の選任及び解任に関する事項は、定款、寄附行為又は総会決議によって定められる（第58条）。

監事の職務は、第59条各号の規定のとおりである。

（総会等）

総会は、社団法人の事務の方針を決定する機関であり（第63条）、通常総会は、少なくとも毎年1回必ず開催しなければならない（第60条）。そのほかに、臨時の総会はいつでも開催することができる（第61条第1項）。招集権者、招集の方法等については、第60条から第62条までの規定のとおりである。

社団法人の社員は、総会において平等な表決権を有し（第65条第1項）、社員の資格の得喪は、定款の規定に従うこととされている（第37条第6号）。

なお、社団法人は営利を目的としないため（第34条）、社員には利益の分配に関する権利はない。

3. 定款の変更等

社団法人の定款は、総社員の4分の3以上（定款に別の定めがあるときにはこれによる。）の同意及び主務官庁の認可を要件として変更することができる（第38条）。

一方、財団法人は、設立者の意思たる寄附行為によって規律されるという性質から、寄附行為の変更は、寄附行為自体にその変更方法が定められている場合を除き、原則としてできないと解されている。なお、設立者が名称、事務所又は理事の任免の方法を定めずに死亡したときは、一定の者の請求により、裁判所が定めることとされている（第40条。裁判所の管轄については、非訟事件手続法〔明治31年法律第14号〕第34条を参照）。

4. 公益法人の登記

公益法人は、取引安全の見地から、その存在及び組織等を公示する必要があるため、登記をすることを要する（第45条から第49条まで。解散については第77条）。公益法人の登記は、第三者に対する対抗要件である（第45条第2項及び第46条第2項）。

5. 公益法人の能力

公益法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲内で、権利を有し義務を負うこととされている（第43条）。

また、法人の理事がその職務を行うについて他人に損害を与えたときは、法人は、損害を賠償する責任を負う（第44条第1項）。

理事が法人の目的の範囲外の行為によって他人に損害を加えたときは、その事項の議決につき賛成した社員、理事及びこれを履行した理事等が連帯して損害を賠償する責任を負う（第44条第2項）。

6. 公益法人の解散

公益法人は、次の事由が生じたときに解散する（第68条第1項）。

- ① 定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（同項第1号）
- ② 法人の目的たる事業の成功又はその成功の不能（同項第2号）
- ③ 破産手続開始の決定（同項第3号）
- ④ 設立許可の取消し（同項第4号。設立許可の取消しについては第71条）

社団法人については、次のような特有の解散事由がある（第68条第2項）。

- ① 総会決議（同項第1号、第69条）
- ② 社員の欠亡（同項第2号）

また、法人が解散した場合には清算が行われる。清算に関する主な規定は、次のとおりである。

- ① 清算人（第74条から第78条まで）
- ② 債権申出の公告・催告（第79条、第80条）
- ③ 残余財産の処分（第72条）
- ④ 解散した法人の、清算の目的の範囲内での存続（第73条）
- ⑤ 裁判所による解散・清算の監督（第82条）

第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度

1. 主務官庁制

民法においては、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に属する旨規定されている（第34条及び第67条）。主務官庁とは、内閣の行政事務を分担管理する大臣を長とする内閣府及び11省を指し、当該公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している主務官庁が、当該公益法人の指導監督等を行うことになる。

また、その目的・事業が、複数の主務官庁の所掌に関連する公益法人については、これらの主務官庁が共管官庁として指導監督等を行うことになる。

2. 都道府県知事等による事務の処理等

公益法人に対する指導監督等に関して主務官庁が有している権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとしたりすることができる旨民法に規定されており（第84条及び第84条の2）、これに基づき、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令〔平成4年政令第161号。以下「事務処理政令」という。〕が制定され、公益法人の行う事業が1つの都道府県の区域内に限られる場合や、1つの地方支分部局の管轄区域内に限られる場合などに、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務のうち特定のものについて、都道府県知事等が事務を処理し、又は地方支分部局の長へ委任することとされている。

事務処理政令の定めによる各主務官庁の権限に属する事務の処理等の状況については、表2-3-1のとおりである。

なお、都道府県知事等が事務を処理する場合において、主務官庁は政令の定めるところにより法人に対する監督上の命令又は設立許可の取消しについて、都道府県知事等に対して指示をすることができる（第84条の2第2項）、具体的に事務処理政令第3条では、都道府県知事等が業務停止命令や設立許可の取消しの処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときに指示をすることができる定められている。

また、主務官庁は、都道府県知事等が主務官庁の事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる（民法第84条の2第3項）、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を定める件〔平成12年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号〕において、都道府県知事等が公益法人の指導監督を行うに当たっては、指導監督基準等によるべきこととされている。

表2-3-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

主務官庁	都道府県知事等が処理している事務
内閣府	△ 金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
総務省	△ 情報通信国際戦略局、情報流通行政局又は総合通信基盤局の所掌以外の事務に関するもの
法務省	×
外務省	△ 特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とする事務以外のもの
財務省	△ 財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているもの
文部科学省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・大学若しくは高等専門学校等の設置の準備若しくは維持経営の後援又はこれらの学校の職員及び学生に対する研修の機会の提供 ・社会教育法第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育 ・宗教法人法第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する事務に関するものは原則として教育委員会)
厚生労働省	△ ・都道府県労働局の所掌事務のうち、(注)2に掲げるものに関するもの(都道府県労働局) ・地方社会保険事務局の所掌事務に関連するもの(地方社会保険事務局)
農林水産省	○
経済産業省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・商工会議所の行う事業の連絡調整 ・電気事業法第57条の2第1項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給する者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査 ・電気事業法第38条第4項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行う保安に関する業務に係る技術の向上
国土交通省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とする事務以外のもの ・地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項(国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。) ・船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項
環境省	○
防衛省	×

(注) 1 都道府県知事等による事務の処理については、「○：全部を処理」、「△：一部を処理」、「×：処理せず」である。

2 イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働安全衛生法、雇用保険法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(第3章第4節の規定に限る。)、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法又は特別会計に関する法律(労働保険特別会計に係る部分に限る。)の施行に関する事務(雇用保険法施行令第1条第1項に掲げる事務を除く。)に関連する事項

ロ 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府省名	委任機関
内閣府	○ 財務局長、福岡財務支局長
総務省	○ 総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
法務省	○ 地方更生保護委員会
財務省	○ 財務局長、福岡財務支局長、税関長、国税局長
厚生労働省	○ 都道府県労働局長、地方社会保険事務局長
農林水産省	×
経済産業省	×
国土交通省	○ 地方整備局長、地方運輸局長、神戸運輸監理部長、地方航空局長、管区海上保安本部長
環境省	○ 地方環境事務所長

(注) 地方支分部局の長への委任については、「○：委任あり」、「×：委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

3. 公益法人の所管官庁

公益法人の指導監督等に係る事務を実施している官庁には、1府11省の主務官庁だけでなく、その権限に属する事務を処理することとされている都道府県知事などが存在する。

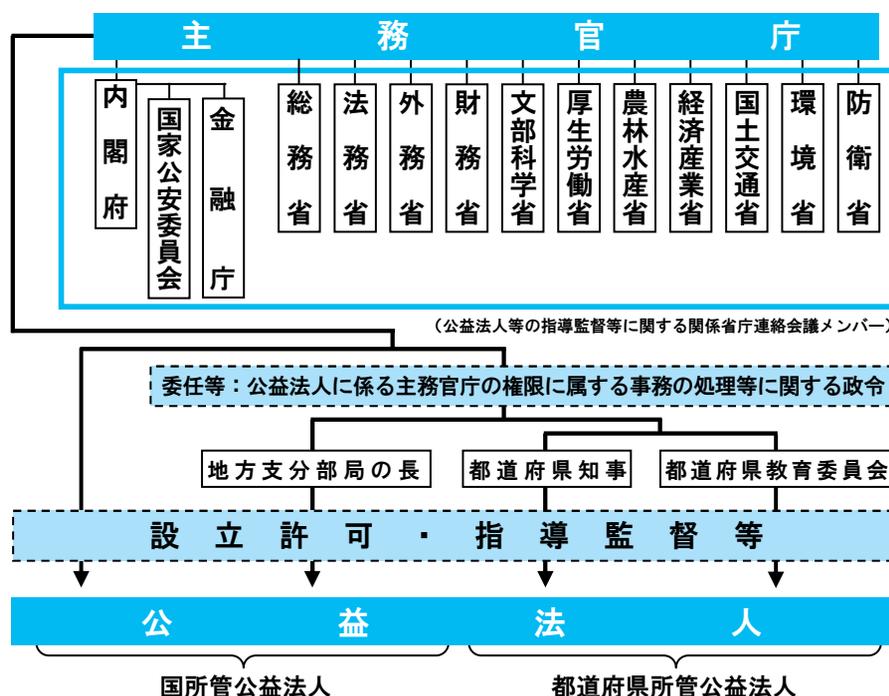
指導監督基準等においてはこれらの官庁を「所管官庁」と称して、民法上の「主務官庁」とは使い分けている。所管官庁の数は、表2-3-2のとおりである。

表2-3-2 公益法人の所管官庁

	内閣府 及び11省	内閣府外局	地方支分部局の長								都道府県 知事	都道府県 教育委員会
			内閣府	総務省	法務省	財務省	厚生 労働省	国土 交通省	環境省			
所管官庁の数	12	2	183	1	11	8	31	94	31	7	47	47

指導監督の仕組みを図示すると、図2-3-3のとおりである。

図2-3-3 公益法人に対する指導監督等の仕組み



4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み

（統一的な指導監督等の推進体制）

公益法人の設立許可及び指導監督は、前述のとおり、多数の所管官庁において行われていることから、これら所管官庁が行う事務の統一性を確保する必要がある。

このため、昭和46年以降、「公益法人監督事務連絡協議会」（昭和46年12月22日各府省庁文書課長会議決定により設置。各省庁課長クラスで構成。）や「公益法人指導監督連絡会議」（昭和60年6月10日事務次官等会議申合せにより設置。各省庁局長クラスで構成。）が設置され、これらの連絡会議等において、統一的な指導監督等を行うために必要な連絡調整、各種の統一的基準の策定等が行われてきた（これらの事務については、当時の内閣総理大臣官房管理室が中心となって行ってきたが、平成13年1月6日の中央省庁再編後は、総務省大臣官房管理室（平成20年7月4日、総務省大臣官房総

務課管理室に組織変更)がその任に当たることとなった。)

現在は、各省庁官房長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」(平成16年10月14日関係省庁申合せにより設置。)を随時開催する等により、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を各府省で統一かつ強力に推進するという体制となっている。さらに、同連絡会議の下には、各省庁課長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会」が置かれ、必要な調整をより機動的・効率的に実施することになっている〔資料1〕。

(統一的な指導監督等の基準)

公益法人の設立許可及び指導監督事務については、昭和40年代後半以降、各省庁の課長クラス又は局長クラスで構成する連絡会議等において決定された「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」(昭和47年3月23日公益法人監督事務連絡協議会)、「公益法人の運営に関する指導監督基準について」(昭和61年7月22日公益法人指導監督連絡会議決定)等の基準やこれらの運用に関する指針等により、各所管官庁において統一的な取組が行われてきた。

このほか、「公益法人の設立許可について」(平成7年3月29日公益法人等指導監督連絡会議決定)により、いわゆる「官主導」の公益法人の設立抑制等が図られてきた〔資料2〕。

しかしながら、公益法人の運営に係る問題、公益法人と行政との関係に係る問題など様々な指摘がなされる中で、与党行政改革プロジェクトチームにおいて「公益法人の運営等に関する提言」(平成8年7月)が取りまとめられ、政府に提出された。これを踏まえ、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の透明化等を、各府省庁で統一かつ強力に推進するため、平成8年7月16日に「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議」の随時開催が閣議口頭了解されるとともに、同年9月20日に、従来の基準等を整理・強化した新たな基準として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」についてが閣議決定された〔資料3〕。

平成8年12月19日には、指導監督基準の運用に当たっての具体的かつ統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)の申合せが行われた〔資料4〕。

また、平成9年12月16日には、指導監督基準の改正の閣議決定が行われ、公益法人の「内部留保」、「株式保有」及び「情報公開」に関する具体的基準が定められた。

さらに、平成18年8月15日には、指導監督基準の改正の閣議決定が行われ、公益法人の理事の構成における所管官庁出身者の定義が改正された。

各所管官庁においては、これらの基準や運用指針等にのっとりた指導監督等が行われている。

5. 公益法人の会計処理

(公益法人会計基準の見直しについて)

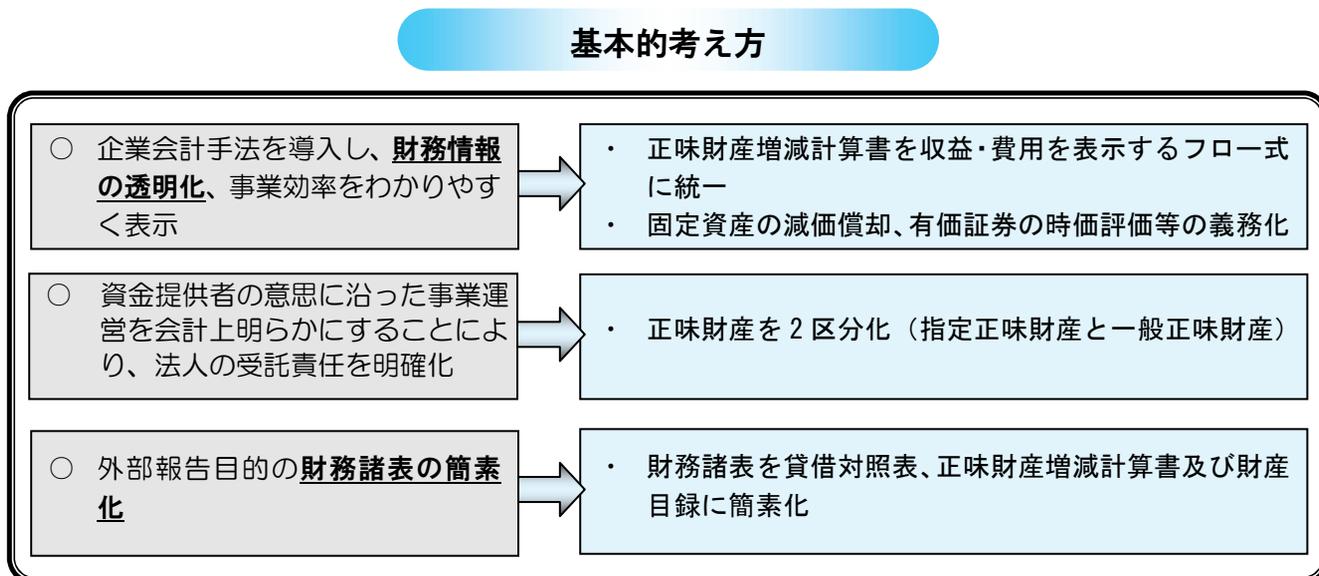
「公益法人会計基準」は、公益法人の健全な運営に資することを目的として、公益法人の会計についてよるべき基準を定めたものである。

昭和60年に改正された公益法人会計基準(以下「旧会計基準」という。)については、社会・経済状況が変化中、公益法人会計の実務等を踏まえた見直しの必要性が議論され、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会の下に、有識者で構成される「公益法人会計基準検討会」において検討が行われ、平成16年10月、「公益法人会計基準の改正等について」(公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)〔資料6〕を申し合わせ、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」

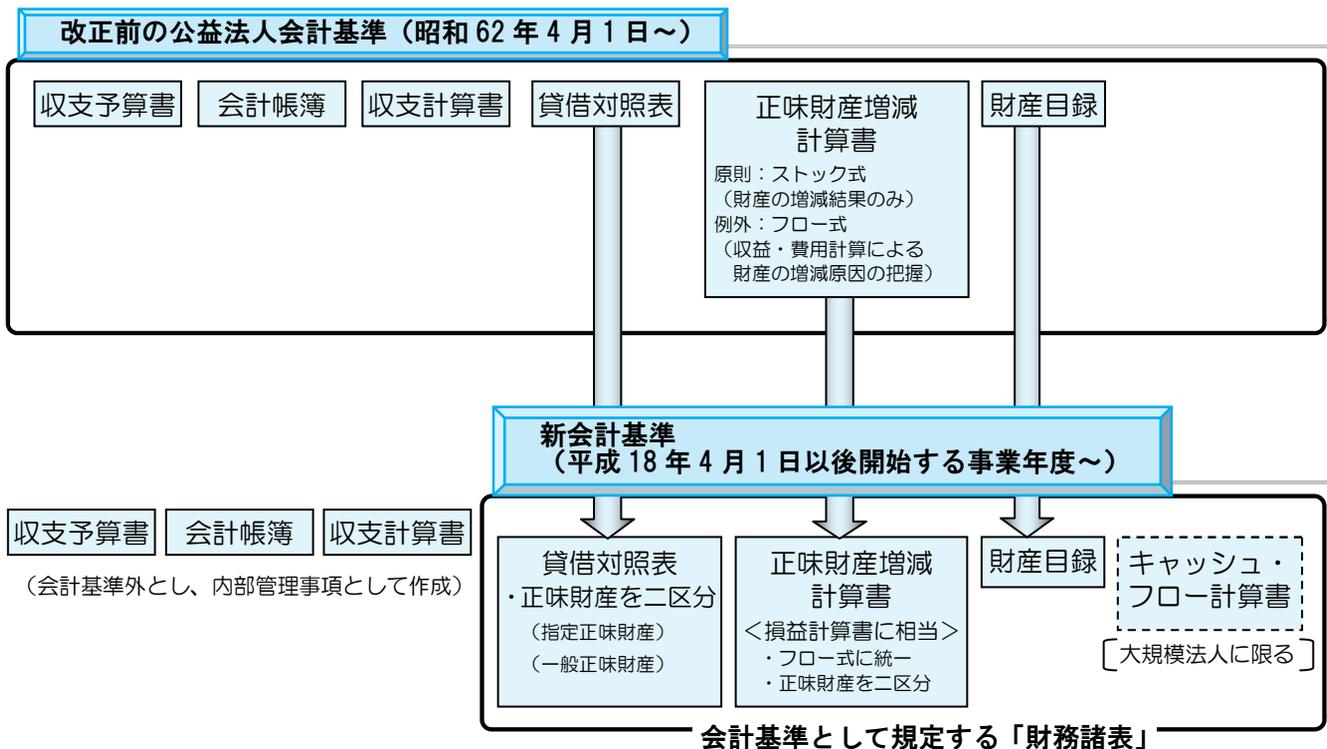
という。)を決定し、平成18年4月1日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。

新会計基準のポイントは、以下のとおりである(図2-3-4)。

図2-3-4 新会計基準について



改正のイメージ



これを受け、新会計基準の円滑な適用に向けた実務的な検討を行うため、平成16年11月から、「公益法人会計基準実施検討委員会」を開催し、同委員会における検討結果を踏まえ、平成17年3月には、新会計基準に対する運用指針を関係省庁において申し合わせ〔資料7〕、併せて、新会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項についての統一的な取扱いについて申し合わせた〔資料8〕。また、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知した〔資料9〕。さらに、平成17年度からは、「公益法人会計基準実務研究会」を設け、同研究会における

検討結果を踏まえ、平成18年3月には、新会計基準における適用に当たっての留意点について、総務省から各所管官庁に対して通知した〔資料10〕。

総務省としては、新会計基準への円滑な移行に向け、各所管官庁や公益法人を対象とした研修等を通じ周知を徹底しているところである。

新会計基準の適用状況については表2-3-5のとおりである。

（公益法人新会計基準の適用）

公益法人は、指導監督基準において、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととされている。

公益法人の実際の会計処理状況は、新会計基準を適用している公益法人が52.8%（13,014法人）、旧会計基準を完全適用している公益法人が30.6%（7,531法人）、その他の会計基準（企業会計等）に準拠している法人が16.6%（4,103法人）であった（表2-3-5）。

表2-3-5 会計基準の適用状況別法人数

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数			
		新会計基準を適用	旧会計基準を完全適用	その他	
国所管	社団	3,654	2,473	934	247
	財団	3,066	2,083	805	178
都道府県所管	社団	8,963	4,113	2,995	1,855
	財団	9,093	4,426	2,839	1,828
合計		24,648	13,014	7,531	4,103
	比率(%)		52.8	30.6	16.6

（注）「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

なお、新会計基準に関しては、会計基準の適用に当たり実務上必要と思われる事項を取りまとめたものとして、日本公認会計士協会から以下のような実務指針等が公表されている（表2-3-6）。

表2-3-6 日本公認会計士協会が公表した実務指針等

平成17年6月13日	公益法人会計基準に関する実務指針
平成17年11月9日	新会計基準適用に伴う収支予算書及び収支計算書の取扱いについて
平成18年4月13日	公益法人会計基準に関する実務指針（その2）
平成19年1月16日	新会計基準への移行に基づく公益法人監査における監査上の取扱い
平成19年3月29日	公益法人会計基準に関する実務指針（その3）

（公認会計士・税理士の関与状況）

公益法人の会計処理に対する公認会計士・税理士の関与状況を見ると、関与していない法人が43.4%（10,685法人）、公認会計士監査を受けている法人が13.2%（3,244法人）、会計・経理業務を依頼している法人が13.6%（3,340法人）、指導・相談を受けている法人が30.6%（7,531法人）、理事になっている法人が3.6%（889法人）、有給監事になっている法人が2.5%（607法人）、無給監事になっている法人が10.2%（2,512法人）であった（表2-3-7）。

表2-3-7 公認会計士・税理士の関与状況別法人数

所管官庁		公認会計士・税理士の関与状況別法人数							
		法人数	関与なし	公認会計士 監査	会計・経理 業務依頼	指導・相談	理事	有給監事	無給監事
国所管	社団	3,654	1,170	714	462	1,217	325	83	432
	財団	3,066	612	1,140	389	1,168	99	81	539
都道府県所管	社団	8,963	4,681	598	1,244	2,479	175	187	571
	財団	9,093	4,294	804	1,258	2,704	291	257	976
合計		24,648	10,685	3,244	3,340	7,531	889	607	2,512
		比率(%)	43.4	13.2	13.6	30.6	3.6	2.5	10.2

(注) 1 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。
2 複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

6. 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

（「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ）

一部の公益法人の不祥事を契機として、公益法人の運営の在り方やその指導監督の在り方が厳しく問われている状況を踏まえ、政府は、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、平成13年2月9日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」を申し合わせた。

その概要は以下のとおりである〔資料11〕。

- ① 指導監督の責任体制の確立
 - ◆ 各府省に総括公益法人指導監督官等及び連絡会議を設置
- ② 立入検査の充実
 - ◆ 立入検査を少なくとも3年に1回実施
 - ◆ 立入検査実施計画を作成
 - ◆ 的確かつ体系的な検査を行うための検査票（チェックリスト）を作成
 - ◆ 立入検査の実施の結果を公表
- ③ 一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請
 - ◆ 各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請

平成17年度から平成19年度の3年間において、各府省が立入検査を実施した所管法人数は、延べ6,993法人（国所管法人数全体（延べ7,188法人）の97.3%）であり、国所管法人については、3年間でほぼすべての法人について少なくとも1回の立入検査が実施されている（詳細については、第1章第2節3参照）。

また、平成18年度決算ベースで外部監査の要請の対象となる一定規模以上の国所管法人は1,131法人、このうち外部監査を受けた法人は842法人（対象法人の74.4%）であった（表2-3-8）。

なお、各都道府県に対しては、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請を行っている。

表2-3-8 外部監査（公認会計士等による監査）を受けた法人数の推移

所管官庁	平成17年			平成18年			平成19年		
	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合	対象法人数	実施法人数	割合
国所管	1,125	799	71.0	1,127	832	73.8	1,131	842	74.4
都道府県所管	1,785	363	20.3	1,725	371	21.5	1,704	415	24.4
合計	2,889	1,151	39.8	2,831	1,192	42.1	2,816	1,248	44.3

(注) 「法人数」は、共管重複分を除いた実数。

今後移行する新たな公益法人制度においては、大規模一般社団法人及び大規模一般財団法人（負債額の合計額 200 億円以上）における会計監査人の設置義務を定めている。

（「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せ）

平成 13 年 7 月 23 日に開催された行政改革推進本部における内閣総理大臣の指示を踏まえ、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組みとして、同年 8 月 28 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた〔資料 12〕。

その概要は以下のとおりである（図 2-3-9）。

図 2-3-9 インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

		各府省のHPに掲載するもの	公益法人が各府省からの「要請」を受けてHPに掲載するもの
すべての国所管公益法人	国から委託や補助金などを受けている法人	所管公益法人の一覧表 措置期限：平成 13 年 10 月末	業務・財務等に関する資料 措置期限：平成 13 年中目途
	国から委託や補助金などを受けていない法人	○業務・財務等に関する資料 ○委託・推薦等の事業内容又は補助金・委託費等の名称・金額 措置期限：平成 13 年 10 月末	（注）「業務・財務等に関する資料」は、指導監督基準に定める下記の 10 項目 ① 定款又は寄附行為 ② 役員名簿 ③ (社団法人の場合) 社員名簿 ④ 事業報告書 ⑤ 収支計算書 ⑥ 正味財産増減計算書 ⑦ 貸借対照表 ⑧ 財産目録 ⑨ 事業計画書 ⑩ 収支予算書

(注) 1 このほか、総務省は、上記ディスクロージャーの状況の取りまとめ、公表を行うとともに、すべての公益法人を対象としたデータベースを構築し、ホームページで公開している。
 2 国は都道府県に対し国と同様の措置を講ずるよう要請している。

① すべての国所管公益法人に係る措置

- ◆ 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成 13 年中を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットにより公開するよう要請
- ◆ 各府省は、平成 13 年 10 月末までに所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載

② 国から委託・推薦等を受けている公益法人等に係る措置

- ◆ 各府省は、平成 13 年 10 月末までに、所管公益法人のうち、国から事務・事業の委託・推薦等を受けている法人又は補助金・委託費等の交付を受けている法人について、業務・財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載

③ ディスクロージャーの状況のフォローアップ及び公益法人データベースの構築

現在、各府省は、本申合せに基づき所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、全国の公益法人の名称、住所等の基礎的な情報が検索可能な「公益法人データベース」(<http://www.koeki-data.soumu.go.jp/>) を同省のホームページにおいて掲載している。

また、各都道府県に対しては、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請を行っており、各都道府県においても国と同様の措置が進められている（詳細については、第 1 章第 2 節 3 参照）。

7. 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施

公益法人の設立許可及び指導監督に関する事務は、既に述べたように、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多くの所管官庁において行われている。また、各所管官庁においては、一つの部局によって、所管するすべての公益法人に対する指導監督等に関する事務が行われているわけではなく、各公益法人が行う事業に関連の深い事務を所掌する部局が、それぞれ直接の指導監督等に当たっているのが実状である。

これら多数の所管官庁・所管部局が行う公益法人に対する指導監督等に関する事務が統一性を持って実施されるよう、指導監督基準等の各種の基準や指針等が定められているところであるが、これらの基準等が適切に運用されるためには、所管官庁・所管部局において指導監督等に関する事務に従事する職員に対する研修等を実施することにより、その周知徹底を図る必要がある。

また、公益法人に対しても、指導監督基準等に適合した管理運営を促すため、公益法人の役職員を対象とした研修、講習等を実施する必要がある。

このような研修、講習等を行うことは、昨今の公益法人制度の抜本的改革や新会計基準の周知徹底を図るうえで、非常に有効であり、かつ重要なことである。

このため、総務省、各府省、各都道府県等において、当該職員や公益法人一般等を対象に各種の研修会等を実施している（表2-3-10）。



（都道府県公益法人行政主管課長会議の様子）

表2-3-10 公益法人関係研修会等一覧

研修会等の名称	主催者	対象者
公益法人行政担当者研修会	総務省	各府省庁公益法人事務担当者 (平成19年度参加者実績：約200名)
都道府県公益法人行政主管課長会議	総務省	各都道府県公益法人主管課長等 (平成19年度参加者実績：約190名)
公益法人制度改革に関する説明会	総務省 都道府県	各都道府県の公益法人の役職員等 (平成19年度参加者実績：約22,400名)
都道府県公益法人事務担当者ブロック会議	各ブロックの都道府県	各ブロックの都道府県公益法人主管課の事務担当者 (平成19年度参加者実績：194名)
文教関係公益法人等事務担当者協議会	各ブロックの都道府県教育委員会	各ブロックの都道府県教育委員会の公益法人事務担当者等 (平成19年度参加者実績：78名)
民間セミナーへの講師派遣	公益法人、一般民間企業等	公益法人役職員等 (平成19年度参加者数実績：約3,800名)

（注）上記の他、各府省・都道府県等において、各部局担当者及び所管公益法人の役職員に対する研修会、講習会等が適宜行われている。

8. 営利法人等への転換に関する指針の申合せ

平成10年3月に公表された「法人制度研究会」（法務省民事局長が主催し、法律学者及び関係府省庁の公益法人担当者により構成）の報告書において、公益法人の営利法人等への転換は現行法制度においても基本的に可能であるとされたことを受け、同年12月4日の公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせた〔資料13〕。

その概要は以下のとおりである。

○営利法人等への転換の手順

- ① 業務内容が営利法人と競合する公益法人については、指導監督基準における是正期限である平成11年9月までに、公益法人としてふさわしい事業内容への改善を行う。
- ② ①の期限までに改善が行われない場合には、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行う。
- ③ ②の措置を受けた公益法人は、1年以内に所管官庁に対し、転換に向けての計画を提出する（株式会社への転換の例について、「参考」として記載している。）。
- ④ ②の措置の後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消しも含め対処する。

○転換後の対応

- ① 公益法人が営利法人にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利法人の株式等については、その取得後速やかに処分する。
- ② 営利法人の取締役と存続する公益法人の理事との兼職は原則として避ける。

9. 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組

（休眠法人及び所管不明法人の問題点）

公益法人は、第1章で示しているとおり、平成19年10月1日現在、全国で24,648法人存在している。これは、基本的には、主務官庁の監督の下、現在活動している公益法人の数であり、これ以外の公益法人として、「休眠法人」、「所管不明法人」が存在している。

このうち、休眠法人とは、「休眠法人の整理に関する統一基準」（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）〔資料14〕に定められた次のような要件等を総合的に勘案して、主務官庁によって認定されたものである。

- 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- 理事が存在しないこと又はその任期が3年以上前に満了していること
- 各省庁への報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること

一方、所管不明法人とは、先の大戦の社会的混乱等種々の理由から、各官庁においては把握されていなかったが、登記はされていたものであり、そもそも民法上想定されていなかったものである。

休眠法人及び所管不明法人の存在は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあるものであり、このような法人に対しては、迅速かつ適切な対応が必要である。

（休眠法人の整理に関する統一的基準の策定等）

休眠法人の存在を放置しておくことには、上記のような弊害があることから、昭和54年に民法の一部改正が行われ、主務官庁は、「正当な事由なく引き続き3年以上事業をしない」法人について、その設立許可を取り消すことができることとなった（第71条後段）。

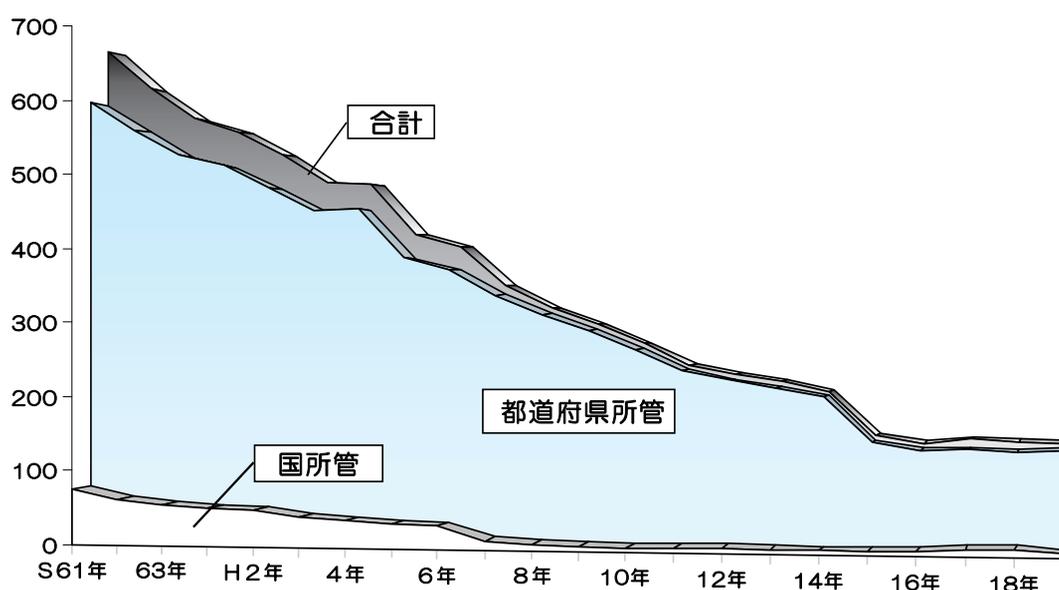
また、昭和60年には、「休眠法人の整理に関する統一的基準」（昭和60年12月5日公益法人指導監督連絡会議幹事会了解事項）等が策定された（資料14）。これらは、公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等を定めることにより、休眠法人の一層の整理促進を図ろうとするものである。

さらに、平成14年3月には、総務省から各所管官庁に対し、所管不明法人の処理と併せて休眠法人の整理にも早急に取り組むよう要請を行ったところである。

現在、各府省では、これらの基準等に沿って、所管の休眠法人の整理に努めているところであり、休眠法人は減少してきている（昭和61年10月1日現在で75法人あったものが6法人にまで減少。）。

同様に、都道府県においても休眠法人の整理促進に努めるよう積極的に指導を行っているところであり、基準が策定された直後の昭和61年10月1日現在で602法人あったものが134法人にまで減少してきてはいるが、今なお残る休眠法人の早急な整理が求められる（図表2-3-11。所管官庁別の休眠法人数については資料79）。

図表2-3-11 休眠法人数の推移



	昭和61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
国所管	75	61	54	51	49	40	37	33	31	12	8	7	6	6	7	6	6	6	6	10	10	6
都道府県所管	602	563	528	513	483	451	453	387	372	337	311	290	265	236	224	214	202	143	133	135	132	134
合計	677	624	582	564	532	491	490	420	403	349	319	297	271	242	231	220	208	149	139	145	142	140

(注) 各年10月1日現在

（所管不明法人の調査及び整理）

所管不明法人の実態数を把握するため、旧総理府が平成7年度に、「所管不明公益法人調査」を実施した。これは、全国1,000か所を超える登記所において、それぞれの登記所の公益法人索引名簿と各主務官庁が有している公益法人名簿等を対照させ、前者に記載されているにもかかわらず後者には記載されていないものを抜き出すというものであった。

当該調査を実施した結果、全国で約1,860の所管不明法人が存在することが明らかとなり、このうち、約1,600法人は、平成8年1月に旧総理府から各省庁又は都道府県に割り振られた。

その後、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議が随時開催される中で、所管不明法人の所管の割り振りの一層円滑な進展等のため、平成8年12月19日に「所管不明法人の所管確定作業の進め方について」が公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において了解された。

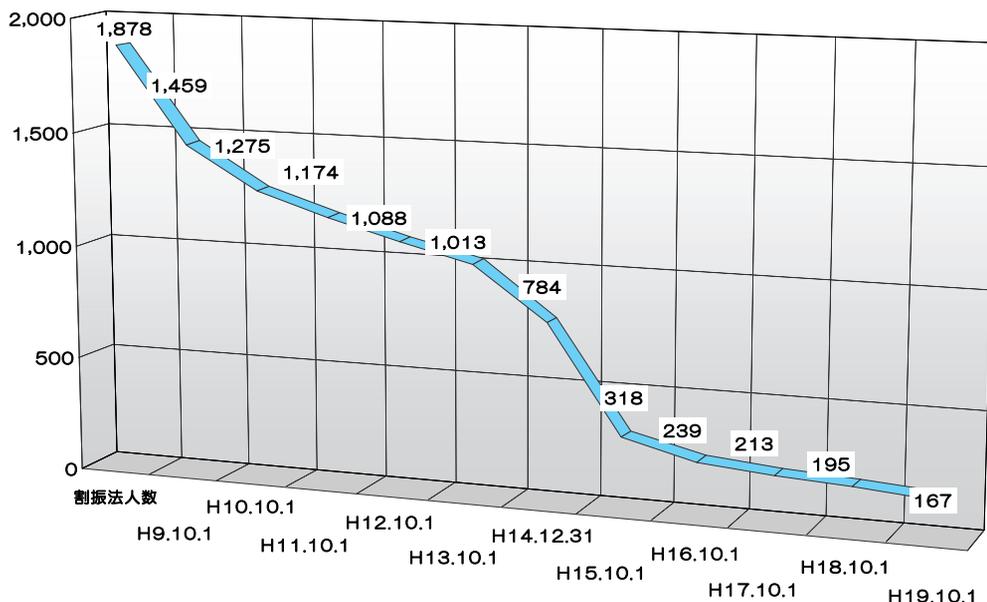
これを受け、登記簿に記載されている各法人の目的と各省庁の所掌事務等を考慮して所管の割り振りが行われ、平成9年12月までに一通りの割り振りが終了した。なお、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、国所管の法人のうち、既に処理を終了していた以外のものについては、改めて新府省に割り振りが行われた。

その後、割り振られた所管官庁において処理を進めてきたが、所管官庁を確定して4年以上が経過しているにもかかわらず、いまだ処理が終了していないものが半数以上存在するという状況を踏まえ、平成14年3月、総務省は、各所管官庁に対し、所管不明法人の処理の促進について通知を行った。

本通知を踏まえ、平成14年末現在における処理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは58.2%（1,092法人）であった。これは、平成13年10月1日現在の45.9%（861法人）と比べ処理が進んだが、なお未処理の法人が784法人と多数あることを踏まえ、15年2月、総務省は各所管官庁に対し再度通知を行い、原則として、14年度中に処理を終了するよう要請した。

割り振られた官庁における平成19年10月1日現在の整理状況を調査したところ、処理が終了・確定したものは91.1%（1,710法人）となっている。所管別に見ると、国所管が96.1%、都道府県知事部局所管が91.5%、都道府県教育委員会所管が85.6%であり、平成14年3月に通知を行ってから5年半の間に大幅に処理が進んだといえる（図表2-3-13。所管官庁別の整理等の状況については資料80）。各所管官庁においては、引き続き未処理の所管不明法人の早急な処理に取り組む必要がある。

図2-3-12 所管不明法人の推移（国・都道府県所管合計）

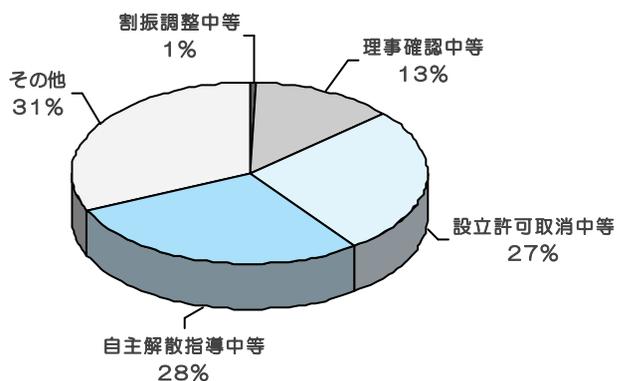


図表2-3-13 所管不明法人の処理状況

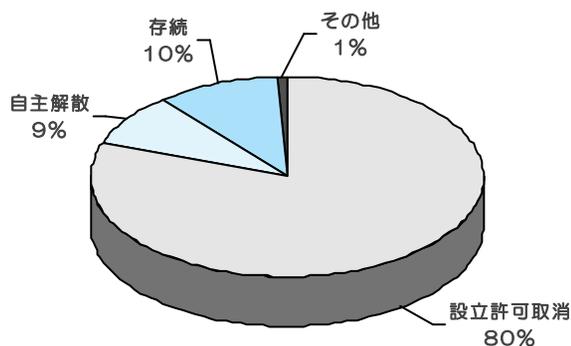
	割振法人数	未処理のもの						処理を終了、又は存続が確定したもの				
		割振調整中等	理事確認中等	設立許可取消中等	自主解散指導中等	その他	設立許可取消	自主解散	存続	その他		
国所管 (割合%)	489	19 (3.9)	- (0.0)	1 (0.2)	4 (0.8)	5 (1.0)	9 (1.8)	470 (96.1)	428 (87.5)	14 (2.9)	23 (4.7)	5 (1.0)
知事部局所管 (割合%)	894	76 (8.5)	1 (0.1)	7 (0.8)	25 (2.8)	22 (2.5)	21 (2.3)	818 (91.5)	615 (65.0)	95 (10.6)	104 (11.6)	4 (0.4)
教育委員会所管 (割合%)	499	72 (14.4)	- (0.0)	14 (2.8)	16 (3.2)	20 (4.0)	22 (4.4)	427 (85.6)	338 (67.7)	38 (7.6)	46 (9.2)	5 (1.0)
合計 (割合%)	1,877	167 (8.9)	1 (0.1)	22 (1.2)	45 (2.4)	47 (2.5)	52 (2.8)	1,710 (91.1)	1,376 (73.3)	147 (7.8)	173 (9.2)	14 (0.7)

(注)各府省から提出された資料を総務省が整理したものであり、原則として平成19年10月1日現在の状況。
合計は共管を除いた実数である。

未処理のもの（167法人の内訳）



処理を終了、又は存続が確定したもの（1,710法人の内訳）



第4節 公益法人に関する税制

1. 公益法人に関する税制

公益法人に関する税としては、法人税、所得税、消費税等の国税及び住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税等の地方税がある。

(1) 国税

(法人税)

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人は、その他特別の法律により設立された学校法人、社会福祉法人等とともに、法人税法〔昭和40年法律第34号〕上「公益法人等」とされ、法人税法上の「収益事業」から生じた所得についてのみ課税される（法人税法第4条及び第7条）。その収益事業に係る税率は22%の軽減税率（普通法人の基本税率は30%）が適用されている（同法第66条）。

公益法人の寄附金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の20%とされており、また、収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄附金とみなすものとされている（法人税法第37条）（表2-4-1）。

表2-4-1 公益法人などの主な課税の取扱い（国税）

項目	公益法人等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中間法人	協同組合等	人格のない 社団等
課税対象	収益事業（34業種）から生じた所得に対して課税	収益事業（34業種）から生じた所得に対して課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	収益事業（34業種）から生じた所得に対して課税
法人税率	22%	30% (所得年800万円までは22%)	30% (所得年800万円までは22%)	22%	30% (所得年800万円までは22%)
(1) 寄附金 当該法人が寄付をした場合の損金算入限度額	所得金額の20% 〔学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人は所得の50%又は年200万円のいずれか多い金額〕	所得金額の2.5% (注2) 〔認定NPO法人については、所得金額の20%〕	所得金額の2.5% (注2)	(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%) ×1/2(注2)	所得金額の2.5% (注2)
(2) みなし寄附金	収益事業に属する資産のうちから非収益事業のために支出した金額を寄附金の額とみなす。	〔認定NPO法人については、収益事業に属する資産のうちから非収益事業のために支出した金額を寄附金の額とみなす。〕	—	—	—

(注1) 政府税制調査会資料を基に総務省で作成した。

(注2) 特定公益増進法人等に対して寄附をした場合は、「2.5%」を「5%」とする。

（公益法人の収支計算書の提出）

公益法人は、収益事業を行っていることにより確定申告書を提出する場合を除き、収支計算書を原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に、その主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている。ただし、年間の収入金額が8,000万円以下の法人については適用除外とされている（租税特別措置法〔昭和32年法律第26号〕第68条の6）。

なお、公益法人等の法人税の課税状況は、表2-4-2のとおりとなっている。

表2-4-2 公益法人等の法人税の課税状況

区 分	公益法人等	人格のない社団等	合計
法人数	40,992	13,242	54,234
利益あるものの事業年度数	18,564	6,088	24,652
所得金額	2,601億円	139億円	2,740億円
税額	556億円	34億円	590億円

（注）1 国税庁統計年報書（平成18年度版）から抜粋

2 平成18年2月1日から19年1月31日までの間に終了した事業年度分について、19年6月30日現在の法人税の申告及び処理事績

（所得税）

公益法人が支払を受ける利子等については、一定の手続の下、非課税とされている（所得税法〔昭和40年法律第33号〕第11条）。

（消費税）

消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課され、その消費税相当額は最終的に消費者に転嫁されることが予定された間接税である。そのため、公益法人についても、一般の民間企業と同様に、その行う課税資産の譲渡等について納税義務を負うこととされている。

消費税の納付税額の計算は、課税の累積を排除するために、原則として、課税売上げに係る税額から課税売上げに要する課税仕入れ等に係る税額を控除する。しかし、公益法人の場合、一般の民間企業とは異なり、その収入の中に会費、寄付金、補助金等のような対価性のない収入（特定収入）が多く含まれているため、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされている（消費税法〔昭和63年法律第108号〕第60条）。

（その他）

印紙税は、一定の文書を課税の対象とし、文書作成者が納税義務者となる。公益法人の作成する金銭等の受取書は、営業に関しないものとして非課税となるが、その他の文書については、文書の種類に応じて課税される。

登録免許税は、登記、登録等を受ける際に課税される税で、登記等を受けるものが納税義務者となる。公益法人の設立の登記については、登録免許税の課税対象とされていない（登録免許税法〔昭和42年法律第35号〕別表一）。

なお、公益法人が不動産を取得し、登記を受ける場合等は課税されるが、次の不動産の取得の登記は非課税である（同法別表三）。

- ① 自己の設置運営する学校の校舎等又はその校舎等の敷地等の取得の登記
- ② 沖縄振興金融開発公庫の融資を受けて譲渡のために一時的に所有する建物又は土地の取得の登記

(2) 地方税

(住民税)

法人の住民税（道府県民税及び市町村民税）には、均等割と法人税割とがある。このうち、均等割は法人の所得の有無や所得金額の多寡にかかわらず一定の税額を納付するものであり、法人税割は法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として税額を計算するものである（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第23条及び第292条）。

公益法人に対しては、道府県民税及び市町村民税が原則として課税されるが、収益事業を行わない法人であれば、法人税は課税されないことから、均等割だけが課税されることになる。

また、同法第25条第1項第2号及び第296条第1項第2号に規定されている公益法人に対しては、その法人が収益事業を行う場合以外は、道府県民税及び市町村民税のいずれもが、法人税割、均等割ともに非課税とされている。

法人の道府県民税及び法人の市町村民税の税率は、表2-4-3のとおりである（同法第51条、第52条、第312条及び第314条の4）。

公益法人が銀行等から支払いを受ける利子等については、道府県民税利子割（道府県民税のうち、支払を受けるべき利子等の額によって課すもの。）を特別徴収されることはなく、非課税とされている（同法第25条の2第2項）。

表2-4-3 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項目		公益法人等 (地方税法25 条I②、296 条I②に規定 されている法 人)	公益法人等 (地方税法25 条I②、296条I ②に規定されて いる法人以外の 公益法人等)	特定非営利 活動法人 (NPO法人)	人格のない 社 団 等	中 間 法 人	協 同 組 合 等
法人住民税	均等割	〈収益事業を行わない場合〉 非課税		都道府県：年額2万円 市町村：年額5万円		都道府県：年額2万円 市町村：年額5万円	都道府県：年額2万円～80万円 市町村：年額5万円～300万円
	法人税割	〈収益事業を行わない場合〉 非課税		〈収益事業を行う場合〉 収益事業により生じた所得に係る法人税額		法人税額	法人税額
	標準税率	都道府県5%、市町村12.3%		都道府県5%、市町村12.3%		都道府県5%、市町村12.3%	都道府県5%、市町村12.3%
法人事業税	課税対象	収益事業により生じた所得に限り課税		すべての所得に対して課税		すべての所得に対して課税	
	標準税率	所得 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%			所得 年400万円以下 5% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得 年400万円以下 5% 年400万円超 6.6%	

(事業税)

法人の事業税は、法人が行う事業に対し、付加価値割額、資本割額、所得割額及び収入割額によって、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する税である（地方税法第72条の2）。

公益法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の5）。

また、以下に掲げる事業に対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の4）。

- ① 林業
- ② 鉱物の掘採事業

なお、法人の事業税の税率は、表 2-4-3 のとおりである（同法第 72 条の 24 の 7）。

（地方消費税）

地方消費税は、消費税と同じく、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課される間接税であり、公益法人の取扱いについても、消費税と同様である。

（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）

不動産取得税は、不動産の取得に対して、その不動産所在の道府県においてその取得者に課し、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して、その資産所在の市町村が課する税である。さらに、都市計画税は、市町村が都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する税である。

公益法人に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の取扱いはほぼ同じであり、公益法人が設置する幼稚園、図書館、博物館、研究施設等で、直接その用に供する不動産等については、非課税とされている（地方税法第 73 条の 4、第 348 条第 2 項及び第 702 条の 2 第 2 項）。

（その他）

特別土地保有税は、土地又はその取得に対して、当該土地の所有者又は取得者に、当該土地の所在市町村が課する税である。特別土地保有税は、固定資産税及び不動産取得税が非課税とされる土地については、非課税とされている（地方税法第 586 条第 2 項第 28 号及び第 29 号。なお、同法附則第 31 条において、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は実施しないこととされている。）。

また、事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税である。事業所税は、公益法人については、その収益事業以外の事業に対して非課税とされている（同法第 701 条の 34 第 2 項）。

2. 公益法人に対する寄附に関する税制

公益法人に対する寄附金のうち、次に掲げるものは寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。

① 指定寄附金

広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である寄附金として、財務大臣が指定したもの（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）。

② 特定公益増進法人に対する寄附金

公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から原則 2 年を経過していないもの（再認定可能）に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号及び法人税法第 37 条第 4 項）。

なお、平成 20 年 4 月 1 日現在における特定公益増進法人（公益法人に限る。）の数は 862 である（表 2-4-4）。

表2-4-4 特定公益増進法人数

法人類型	法人数
独立行政法人	101
地方独立行政法人	3
特殊法人等	4
公益法人	862
学校法人	1,339
社会福祉法人	18,688
更生保護法人	163
合計	21,160

(注) 「特定公益増進法人一覧」(平成20年8月財務省主税局)を基に作成。地方独立行政法人及び学校法人は平成20年4月1日において特定公益増進法人に該当する旨の証明書が発行されている法人数。社会福祉法人は平成20年3月31日現在、その他の法人は平成20年4月1日現在における法人数。